



2023年6月12日

各 位

会社名 株式会社 荏原製作所
代表者名 代表執行役社長兼 CEO 兼 COO 浅見 正男
(コード番号 6361 東証プライム市場)
問合せ先 執行役 法務・総務・内部統制・リスク管理統括長 兼 CRO 中山 亨
(電話 03-3743-6111)

控訴の提起に関するお知らせ

2023年5月31日付け「当社連結子会社に対する訴訟の判決に関するお知らせ」でお知らせしました岐阜市が当社の連結子会社である荏原環境プラント株式会社(以下、「EEP」といいます。)に提起していた損害賠償請求訴訟の第1審判決について、2023年6月12日に名古屋高等裁判所に控訴を提起いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 控訴を提起した裁判所及び年月日

- (1) 裁判所：名古屋高等裁判所
- (2) 年月日：2023年6月12日

2. 控訴に至る経緯

2015年10月23日に、岐阜県岐阜市芥見の岐阜市東部クリーンセンター粗大ごみ処理施設において、当社連結子会社の荏原環境プラント株式会社(以下、「EEP」といいます。)による設備修繕作業中に火災事故が発生しました。なお、EEPは粗大ごみ処理施設に隣接するごみ焼却施設の運転管理業務を受託しています。

本事故の損害賠償に関し、岐阜市と対応を協議してまいりましたが、岐阜市からEEPに対し、43億62百万円及びその遅延損害金の支払いを求める損害賠償請求訴訟が岐阜地方裁判所に2019年1月31日付で提起されました。その後、岐阜市が損害賠償請求金額を46億92百万円及びその遅延損害金に変更する訴えの変更の申立てを行いました。

岐阜地方裁判所は、2023年5月31日に、EEPに対して7億4845万4265円及びこれに対する2015年10月23日から支払い済みまでの年5分の割合による遅延損害金の支払いを命じ、岐阜市のその余の請求を棄却する判決を言い渡しました。

2023年6月12日、EEPは当該判決のうち岐阜市の請求を認めた部分並びに当社の主張が認められなかった部分について、これを不服として控訴を提起いたしました。

3. 今後の見通し

引続き、EEPの主張が認められるよう適切に対応してまいります。なお、現時点においては、本訴訟が業績に与える影響は軽微と判断しておりますが、今後開示すべき事項が発生した場合は速やかにお知らせいたします。

以 上